

令和7年度島根県の就農PR動画等の制作に係る企画提案競技実施要領

1. 目的

本県の農業において、人口減少や高齢化により担い手不足が続いており、県内はもとより、県外の新規自営就農希望者の確保が必要である。

一方で、農業の担い手確保に向け、全国的に対面による就農相談活動が活発になっており、就農希望者を他産地と競合している状況下にある。

就農希望者に対して島根県への移住や就農の関心を高めるためには、県内での自営就農や暮らしのイメージが伝わる動画等を制作し、情報発信や就農相談活動等で広く活用していく必要がある。

ついては、本要領により提案競技を実施し、島根県の就農PR動画等の制作に係る業務の委託候補者を選定する。

2. 企画提案競技の業務概要

- (1) 委託業務名 島根県の就農PR動画等の制作業務
- (2) 委託業務内容 別添「島根県の就農PR動画等の制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月13日
- (4) 委託料上限額 8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 企画提案競技の応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (5) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (7) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期限が満了していない者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書の提出を受けて参加資格の有無を確認し、結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を要請し審査する。

(1) 募集期間	令和7年5月28日(水)～6月24日(火)17時 ※参加申込書の様式は、県農業経営課のHPで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 説明会	開催しない。
(3) 企画提案参加申込書の提出	企画提案に参加する者は、参加申込書(様式1)および参加資格確認書(様式2)を令和7年6月24日(火)17時までに電子メールまたは郵送により1部提出すること。 ※郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(4) 参加資格通知予定日	令和7年6月25日(水)
(5) 質疑の受付と回答	・質疑がある場合は、企画提案質問書(様式3)にて令和7年6月24日(火)17時までに電子メールにより提出すること。 ・回答は、各参加者の質問内容を取りまとめ、質問者名を省略したうえで全企画提案参加申込者に対して、随時回答する。 ※質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に緊密に関わるものについては、質問者にのみ回答する場合がある。 ※質問の回答以降に参加申込書を提出した者に対しては、当該申込書提出日以前の回答については取りまとめて回答する。 ・回答は企画提案参加申込書に記載された連絡担当者に対して、電子メールにより送信するので必ずメールアドレスを記載すること。
(6) 企画提案書提出期限	令和7年6月27日(金)17時(必着)
(7) 審査予定時期及び企画提案の審査方法	・審査会において、書類審査、企画提案者プレゼンテーション及びヒアリングを実施。 ・令和7年7月2日(水)を予定。 ・プレゼンテーションの時間については、本業務への参加資格を有すると認めた者に対して参加資格通知と併せて通知する。 ・なお、企画提案書提出事業者が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。この場合、プレゼンテーションへの参加可否は、企画提案書提出事業者すべてに通知する。
(8) 企画提案者プレゼンテ	・原則、対面で実施する。

ーション、ヒアリングの方法	・企画提案書によるプレゼンテーション 20 分 ・審査委員からの質疑 10 分
(9) 委託予定事業者の決定	令和7年7月上旬を予定
(10) 契約締結	委託予定事業者と詳細な仕様について協議を行った後、速やかに契約の締結を行う。

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	企画提案書は、別紙に基づき作成すること。
(2) 提出方法	・1部提出すること ・令和7年6月27日(金)17時までに電子メールまたは郵送により提出すること。 ※郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 見積書	・見積書は本書を1部提出すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	・参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ④虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は支給しない。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 企画提案書の審査方法	・審査会において、企画提案者プレゼンテーション、書類審査及び提案者に対するヒアリング審査を実施する。企画提案者プレゼンテーション及びヒアリング審査は原則、対面で実施する。なお、提案者がヒアリング審査等に対応しなかった場合は、本業務への応募を辞退したものとみなし、以降の審査の対象から除外する。書類審査及びヒアリング審査等における評価を踏まえ、審査会において最終審査を実施。 ・審査会の最終審査において、次の審査項目について審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案書を提出した者を委託候補者として1者選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 企画提案書の審査項目	<u>ア 業務の目的・趣旨（企画提案書全体で審査）</u> ・本企画提案書の全体において、提案内容が「新規自営就農者の確保」の目的・趣旨を理解したものであると判断できるか。 <u>イ 実施体制（別紙の2（2）で審査）</u> ・責任者やスタッフの配置状況は本業務を遂行するのに十分な体制と判断できるとともに、県との連絡窓口が明らかになっているか ・提案者の事業内容や得意とする分野等から、本業務を遂行できる能力を有すると判断できるか <u>ウ 有効性（別紙の2（3）で審査）</u> (ア) 動画の内容・構成 ・仕様書に沿った内容か。 ・実現可能な内容か。 ・移住や自営就農意欲を喚起させる内容となっているか。 (イ) 島根県への移住・就農誘導 ・より多くの就農希望者に動画を閲覧してもらえるような提案が講じられているか。 ・動画視聴者がしまね農業振興公社や市町村等への就農相談に誘導されるような提案がなされているか (ウ) その他 ・専門的な知見から、事業目的の達成につながる独自要素が提案されているか。

	エ 経費設定（別紙の２（４）で審査） ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか）。
（３）応募者への採否通知	令和７年７月上旬、提案者全員に通知する。

7. 契約手続等

（１）委託料上限	8, 000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
（２）契約方法	受託候補者と仕様書の内容、委託料等について協議のうえ、委託契約を締結する。
（３）委託料の支払	原則として精算払とする。 ※ただし、契約に基づき、受託者から概算払の申し出があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、概算払することができる。
（４）一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
（５）契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。 なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
（６）個人情報の保護	本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するとともに、入手した個人情報については島根県個人情報保護条例（平成 14 年島根県条例第 7 号）に基づき適正に取り扱うこと。
（７）守秘義務	本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
（８）契約書及び仕様書	別途作成・提示する。

8. その他

- （１）手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- （２）提出された企画提案書等は、本件業務における委託事業者の選定以外の目的で使用しない。
- （３）提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が担う。

(4) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

(5) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

9. 提出先及び問い合わせ先

島根県農林水産部農業経営課 新規就農者確保係 担当：山根

〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎5階）

TEL：0852-22-6860 FAX：0852-22-5968

E-mail：shinki-shuno@pref.shimane.lg.jp

(別紙)

企画提案書の作成について

1. 企画提案書の様式

- (1) 様式に定めはないので、(2)～(5)の要件を満たす任意の様式とする。
- (2) 提案書のサイズは、A4 版用紙(縦・横は問わない)。A3 版は、折りたたんで A4 版サイズとする。
- (3) 提案書は原則、両面印刷とするが、両面だと見づらい、作成に支障があるような場合は片面印刷も可とする。
- (4) 提案書は、最下部中央に必ずページ番号を入れる。
- (5) ページ数や資料添付などに制限はない。

2. 企画提案書の構成

県へ提出する企画提案書は、実施要領 6 (2) を踏まえて、次の構成とする。

- (1) 提案者の概要
 - ・ 事業内容・得意とする分野・所在地・設立年・資本金・従業員数・これまでの国や地方自治体等の業務受託実績など、提案者の概要を記載。
- (2) 業務の実施体制
 - ・ 本委託業務を遂行するための体制(責任者やスタッフの配置等)、県との連絡窓口が分かるようにする。
- (3) 動画等の制作に係るスケジュール
 - ・ 動画の撮影・制作方法、実施内容、動画の有効な活用手法の提案及びスケジュールを記載する。
- (4) 見積金額
 - ・ 見積総額の内訳・積算根拠が分かるようにする。